

埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員、任期付教員及び非常勤講師の登録者募集について

埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課

公立小・中学校（さいたま市を除く。）における欠員補充や、休職等で勤務することができない教員・事務職員等の代替としての臨時的任用教職員及び非常勤講師を随時募集しています。併せて、育児休業等の代替としての任期付教員を随時募集しています。（いずれも年齢不問）

1 募集職種

臨時的任用教職員：小学校教員、中学校教員、養護教員、事務職員、学校栄養職員

任期付教員：小学校教員、中学校教員、養護教員

※令和2年度から、非常勤講師は会計年度任用学校職員としての募集となります。

非常勤講師（会計年度任用学校職員）：小学校非常勤講師、中学校非常勤講師

※事務職員等に係る任期付職員の登録は「育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員登録案内」を御参照ください。

2 応募資格

- (1) 教員については教諭普通免許状、学校栄養職員については栄養士免許状又は管理栄養士免許状を所有している者（いずれも取得見込みの者を含む）
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

3 応募方法

応募には、申込書の提出が必要となります。次のいずれかの方法により、任用を希望する年度ごとに提出してください。応募は随時受け付けています。

応募は、希望する教育事務所1か所に限ります。申込書の提出及びお問い合わせは、希望する地域の教育事務所へお願いします。

(1) ホームページからの応募（電子申請）

埼玉県のホームページから電子申請による申込みができます。なお、顔写真の電子データ（使用可能形式：jpeg, jpg, gif）が必要となりますので事前に準備をしてください。

HP：<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/rinjitekininyokyosyokuin/index.html>

埼玉県 臨時的任用

(2) 持参又は郵送の場合

①提出先 ※郵送の場合は、封筒の表に「**臨時的任用等希望**」と朱書してください。

教育事務所	教育事務所管内市町村名
南部教育事務所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎内 TEL048-822-1860	川口市 鴻巣市 上尾市 草加市 蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 北本市 伊奈町
西部教育事務所 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟内 TEL049-242-1805	川越市 所沢市 飯能市 東松山市 狭山市 入間市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村
北部教育事務所 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎内 TEL048-523-2818	熊谷市 秩父市 本庄市 深谷市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 美里町 神川町 上里町 寄居町
東部教育事務所 〒344-0038 春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎内 TEL048-737-2727	行田市 加須市 春日部市 羽生市 越谷市 久喜市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市 白岡市 宮代町 杉戸町 松伏町

②提出書類

- ・「埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員等申込書」1部

※任用を希望する年度を明記して提出してください。

- ・返信用封筒1通

※角形2号(240×332ミリ)に140円切手を貼り、郵便番号、住所と氏名を記入したもの

#### 4 勤務条件等

##### (1) 臨時的任用教職員

任用期間：1年以内に限られます。

勤務時間等：本採用教職員に準じます。（常勤）

給 与：職種や経歴によって異なります。以下は、新卒者がすぐに採用された場合の初任給の一例です。（令和2年4月時点）

教諭 養護教諭	大学卒	約243,000円	事務主事	大学卒	約188,000円
	短大卒	約218,000円		短大卒	約176,000円
助教諭、講師 養護助教諭	大学卒	約239,000円		高校卒	約165,000円
	短大卒	約214,000円	栄養技師	大学卒	約214,000円
				短大卒	約19,000円

※支給要件に該当する場合には、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。

##### (2) 任期付教員 ※事務職員等の場合は「育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員登録案内」を御参照ください。

任用期間：育児休業、配偶者同行休業又は育児短時間勤務を行う本採用者がいた場合に、その期間を任期の限度として採用します。

勤務時間等：育児休業・配偶者同行休業の代替の場合は、本採用教員に準じます（常勤）。育児短時間勤務の代替の場合は、本務者の勤務時間等に応じて以下の短時間勤務のいずれかになります。

①1日当たり3時間50分(週19時間10分) ②1日当たり2時間50分(週14時間10分)

③週2日(週15時間30分) ④週2日半(週19時間20分)

給 与：本採用者に準じます（短時間勤務の場合は、勤務時間に応じます）。

##### (3) 非常勤講師（会計年度任用学校職員）

任用期間：1年以内に限られます。

勤務時間等：教科（科目）の授業その他必要な業務（授業日に行う教材研究等）を担当します。

報 酬：週当たりの勤務時間等によって異なります。以下は、1日の勤務時間が2時間で月に4回勤務した際（6月以上の任期）での月額例です。

日4,854円×4日＝月19,416円（普通免許状所有者）

※原則として、一会計年度における任期が6月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者には期末手当が支給されます。

#### 5 採用について

本務者の休職等により必要が生じた場合に、選考の上、採用します。

（応募しても必ず採用されるとは限りません。）

#### 6 留意事項等

##### (1) 採用後について

臨時的任用教職員又は任期付教員として公立学校に採用された場合、法令等により職務遂行上又は身分上守るべき義務や規律が定められています。非常勤講師の場合も、非常勤職員取扱要綱により職務等については一般職員の例によることが定められています。

〈地方公務員の服務に係る規定（抜粋）〉

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・職務に専念する義務 ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止（職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。）
- ・秘密を守る義務（職員は、在職中たると退職後たるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らすことはできません。）

##### (2) 教員免許の更新制度について

臨時的任用教員、任期付教員、非常勤講師の登録は、教員免許の有効期限が過ぎていても可能です。

ただし、教員として任用される日までに、「教員免許更新講習」を修了の上、所定の手続きを行い、教員免許が有効となっている必要があります。

教員免許更新制度の詳細については、埼玉県教育委員会ホームページ又は文部科学省ホームページを御確認ください。

埼玉県 教員免許更新

検索